

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年11月20日付けで行った、「管理票（県一連番号〇〇〇－〇〇〇）（紙保管のもの）」ほか5件の部分開示決定は妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年10月31日付けで実施機関に対し、管理票、DV対応票及び110番処理用紙（通報時の電話番号：〇〇〇〇〇〇〇〇）に記録された私の個人情報（2014年3月以降のもの）の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、同年11月20日付けで本件開示請求のうち、管理票について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和7年2月5日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和7年6月27日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、同年12月23日に諮問庁からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の主旨

本件処分 of 取消しを求める。

#### (2) 審査請求の理由

令和6年10月31日付け開示請求に対する不開示通知のうち、〇〇年〇〇月の個人情報 は、保存期間5年以内であり廃棄されてはいない。

〇〇年〇〇月〇〇日、夫の暴力があり、夕方〇〇警察に電話をすると、二人の警官の方に夫の暴力トラブルに対応（二階に居た夫に警官の方が話しに行き、夫は暴力を認め、私に謝罪し「もう、(暴力は) しません。」と土下座をし、約束してくれました（母も同席）して頂き（警官の方お二人自宅に来て頂き）ましたので、記録が無いということは考え難い。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日に警察官にトラブル対応をしてもらっているため、開示請求に係る保有個人情報が存在しないことは考え難いと主張しているが、実施機関は、個別案件ごと、紙又は電子媒体のファイルにより管理票を管理しており、検索の結果、本件開示請求の対象となる保有個人情報のうち、管理票に係る部分については当該開示決定文書のみであったことから、原処分に至ったものである。

なお、管理票は、必ずしも処分庁の警察職員が取り扱う事案の全てについて作成されるものではない。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、審査請求人が〇〇年〇〇月〇〇日に警察官にトラブル対応をしてもらった際の管理票である。実施機関は、検索の結果、本件開示請求の対象となる保有個人情報のうち、管理票に係る部分については当該開示決定文書（県一連番号〇〇〇－〇〇〇ほか5件）のみであったとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取消し、同日付けの管理票の開示を求めている。そのため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

#### (2) 本件処分の妥当性について

当審査会が実施機関から聴取したところ、管理票の保存期間は5年間であり、また、管理票は必ず作成するものではなく、各所属により作成の必要性を判断することである。

また、実施機関は、保有個人情報を検索した結果、該当するものは当該開示対象文

書のみであり、審査請求人が主張する〇〇年〇〇月〇〇日付けの管理票は存在が確認できず、作成していない可能性が高いと主張している。

この点、同日付けの管理票を作成していれば、本件開示請求時点において保存期間は経過しておらず、検索の対象になり得たと考えられ、実際に、〇〇年〇〇月〇〇日付けの管理票（県一連番号〇〇〇－〇〇〇）は存在しており、部分開示決定がされている。

よって、〇〇年〇〇月〇〇日付けの管理票はそもそも作成されていない可能性が高いとする実施機関の主張が不自然、不合理とはいえず、聴取の結果、他に同日付けの管理票の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件処分は妥当である。

### (3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
令和7年 6月27日	諮問（諮問第200号）を受け、弁明書の写しを受理
令和7年12月23日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和8年 1月20日	審議
令和8年 1月27日	答申